氏名(本籍) 山本 到 (京都府)

学 位 の 種 類 博士 (法 学) 学 位 記 番 号 博甲第 6785 号

学位授与年月日 平成26年 3月25日 学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

審 査 研 究 科 ビジネス科学研究科

学位論 文題 目 独立取締役の意義と役割

 主
 查
 筑波大学教授
 弥永 真生

 副
 查
 筑波大学教授
 博士(法学)
 大野 正道

 副
 查
 筑波大学教授
 博士(法学)
 徳本 穣

 副
 查
 筑波大学准教授
 博士(法学)
 木村 真生子

 副
 查
 專修大学教授
 法学修士
 出口 正義

論文の内容の要旨

審査請求論文は、主としてアメリカにおける独立取締役導入に係る歴史的経緯と現状について分析を加えているが、それにとどまらず、イギリスにおいては非業務執行取締役導入が当初図られ、その後、独立取締役が要請されるようになったという沿革を丁寧に分析し、また、その他のEU諸国における状況にも目配りすることで、独立取締役に求められている役割と独立性要件との関係を整理し、独立取締役の意義と役割を明らかにしようとしたものである。そして、わが国特有の制度である監査役制度を前提とする現行法のもとで、1名ないし2名の独立取締役が本当に機能するのか、社外取締役と社外監査役との違いを明確にすることで、わが国に独立取締役制度を直ちに導入する必要があるのかを検討したものである。

まず、第1章で解決すべき課題を明らかにしたうえで、第2章では、審査請求論文において前提とする 事実認識を明確するため、社外取締役に関して公表されている調査結果を参考としながら、東証市場お よび東証1部に上場する会社を中心にわが国の社外取締役の現状・実態を定性的な観点を加えて、わが 国における実務での社外取締役に対する認識についての現状の実態を把握しようとしている。また、企 業が社外取締役あるいは独立取締役に何を期待するか、その期待に独立取締役は応えることができてい るのかについて、企業の開示資料および経済学の観点からの実証研究を参照しつつ、理解しようと努め ている。

そして、第3章ではアメリカにおける、第4章ではイギリスおよび EU 各国における、独立取締役をめぐる規律と議論の歴史と現状を、それぞれ明らかにしようとしている。とりわけ、独立取締役とされるための要件から、欧米各国で想定されている独立取締役の意義および役割を見出そうとしている。また、欧州委員会勧告が EU 各国のコーポレート・ガバナンス・コードが独立取締役の要件にどのような影響を与えているのかを概観し、独立取締役がどのように取締役会内において位置付けられているのか、またどのように運用されているのかを検証しようとしている。

他方、第5章では、商法制定以来、わが国において、業務執行に関する監督制度に関してのどのような議論があり、また制度的変遷をたどったかを眺めたうえで、昭和25年商法改正以来、たびたび議論されてきた社外取締役に関する学説および実務界の反応を追いながら、監査役制度が存在する中での業務執行の監督制度および社外取締役に関する議論の変遷をサーベイし、アメリカおよびイギリスとわが国における制度および議論の違いを明らかにしている。

第2章から第5章までの分析と検討に基づいて、第6章では、独立取締役の歴史的な経過および現時点での独立取締役の在り方を踏まえて、独立取締役の意義および役割について検討を加えている。そして、合議体である取締役会の中での独立取締役の意義およびわが国における業務執行の監督機能としての監査役制度との関係について検討を行い、わが国への独立取締役の導入についての方向性を示そうとしている。

以上のような調査、分析及び検討に基づいて、審査請求論文では、以下のように結論付けている。すなわち、わが国において独立取締役の議論が必ずしも深化しないのは、柔軟な統治形態である一層制と監査役制度に起因すると考えられる。すなわち、一層制の場合には、すべての取締役を社内取締役として業務執行機関とすることも可能であり、また業務執行者を別に選任することで二層制に類似した形態とすることも可能だからである。昭和25年商法改正において取締役会と代表取締役制度が導入されたことが、監督と業務執行の分離を意味していたとは考えられていなかった。そして、現在でも取締役会と業務執行機関を分離することは考えられておらず、独立取締役制度がわが国に定着するには時間がかかると思われる。また、わが国では企業統治制度に対する喫緊の問題となるものも認識されておらず、また一部の企業では不祥事もあるが、そのことをきっかけに独立取締役の導入に係る議論が具体化されているわけではないとする。さらに、わが国では社外監査役制度との違いについても明確にする必要があるが、現行法において社外監査役と社外取締役の属性に違いはなく、実務界においても名称の違いとしてのみ認識されているだけであるとしたうえで、監査役監査と取締役会による監督には、監督の範囲だけではなく評価を自ら行えるかどうかの点で大きな違いがあり、独立取締役が主体となる取締役会による監督では柔軟性があり監査役監査に比較して優れている部分を見出すことができると主張している。

審査の結果の要旨

社外取締役ないし独立取締役設置の強制の要否については、日本においても、第2次世界大戦後、繰り返し論争の的になってきたが、近年、証券取引所の規則により、独立役員の選任が強く要請されるようになり、他方で、会社法の改正にあたっても、一定の会社について社外取締役選任を強制するかどうかが議論されてきた。

このような歴史と現状に照らせば、審査対象論文が明らかにしようとした独立取締役の意義と役割は 重要な研究テーマであり、審査対象論文のテーマは、博士論文において検討するに値するものであると 評価することができる。とりわけ、社外取締役ないし独立取締役の選任を強制すべきであるとする論者 がそのような取締役にどのような役割を期待しているのか、なぜ社外監査役ではそのような機能を果た し得ないと解しているのかについては、必ずしも、一致した見解が得られているわけではなく、社外取 締役ないし独立取締役選任強制論は、いわば、同床異夢の議論を呈してきたと評価することができる。 この点で、審査対象論文が、独立取締役に期待すべき役割あるいは期待できる役割を明らかにしようと したことは高く評価できる。 また、審査対象論文においては、独立取締役ないし非業務執行取締役に係る諸外国の制度・議論について、これまで、わが国では十分に紹介されてこなかった部分を明らかにしている面が認められる。たとえば、アメリカにおける独立取締役の選任は証券諸法あるいは取引所の規則によって推進されてきた面が認められるが、審査対象論文では、ミシガン州事業会社法において独立取締役の選任が要求されたことを指摘しており、laissez-faire 的発想に基づくことが一般的であり、enabling act という性格を有することが一般的な州会社法のレベルでもこのような要求がなされていることを明らかにした。また、スペイン、イタリアおよびオランダにおける独立取締役をめぐる動きについても簡単ではあるが、概観して、議論の相対化を図っている。

さらに、日本における制度の変化と議論についても、相当程度、網羅的にサーベイしており、これほどまとまった先行研究は存在しないものと考えられる。

以上に加えて、取締役の独立性と取締役会の独立性とは別物であることを指摘している点、及び、支配株主からの独立性の要否をめぐる議論と諸外国の状況について詳細な分析を加えている点も、既存の研究業績にはみられないものであり、オリジナリティが認められるものと考えられる。

しかし、審査対象論文にはいくつかの課題が残っている。

まず、このテーマが多くの研究者および実務家の関心を引いているものであることもあり、過去の文献ともかく、最近の文献を十分に咀嚼して反映できているかという懸念は残らないわけではない。

また、独立取締役の有用性については適切な実証研究が積み上がっていないこともあり、審査対象論 文において検討されている役割を独立取締役に期待できるのか、独立取締役の選任[の強制]はコスト・ ベネフィットの観点から正当化できるのかという点については、必ずしも説得力が十分ではないという 批判があり得よう。

さらに、独立取締役の役割の絞り込みがやや甘く、そのことが結論の明瞭性を損なっているという問題点も指摘できる。そして、(一部の取締役の)独立性の判断を取締役会に委ねるべきであるという主張が期待される役割とどのように対応するのかが必ずしも明確ではない。

以上に加えて、内容に係るものではないものの、日本語として見た場合、表現の選択がやや不正確あるいは不適切なのではないかという問題があることは否めない。

もっとも、これらの課題は残っているものの、審査対象論文は、日本における議論について、現在に 至るまでの変遷をていねいにたどり、網羅的な研究となっているし、この論文を基礎として、さらに、 深めていくことが可能なものである。また、企業実務からの視点も随所にみられることも併せ鑑みると、 審査対象論文は、著者が、法律学の分野について、高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍 しうる高度の研究能力とその基礎となる学識を有することを示すものであると評価することは可能で あり、課程博士に求められる論文の水準はみたしているものと評価できる。

【最終試験】

論文審査委員会による最終試験を平成 26 年 2 月 4 日に実施し、全員一致で合格と判定した。

【結論】

よって、著者は、博士(法学)の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。